

第2章 障害者の所得保障

第1節 はじめに

在宅の身体障害者を対象にした厚生省「平成3年身体障害者実態調査報告」によれば、現在特に必要な福祉サービスとして「年金などの所得保障の充実」が他のものを断然引き離して要望されている（図2-1、表2-1）。それを要望している身体障害者は40.7%にものぼり、次に要望の多い「医療費の軽減」20.3%、「社会福祉施設の充実」18.9%を大きく上回っている。このように所得保障の充実に対する要望の多いことは、障害の種類や障害の程度を問わない。この調査からは、精神薄弱者や精神障害者、および施設入所の障害者の要望の大きさはわからないが、所得保障の充実についての要望が同様に、あるいはそれ以上に大きいとみて差し支えないであろう。

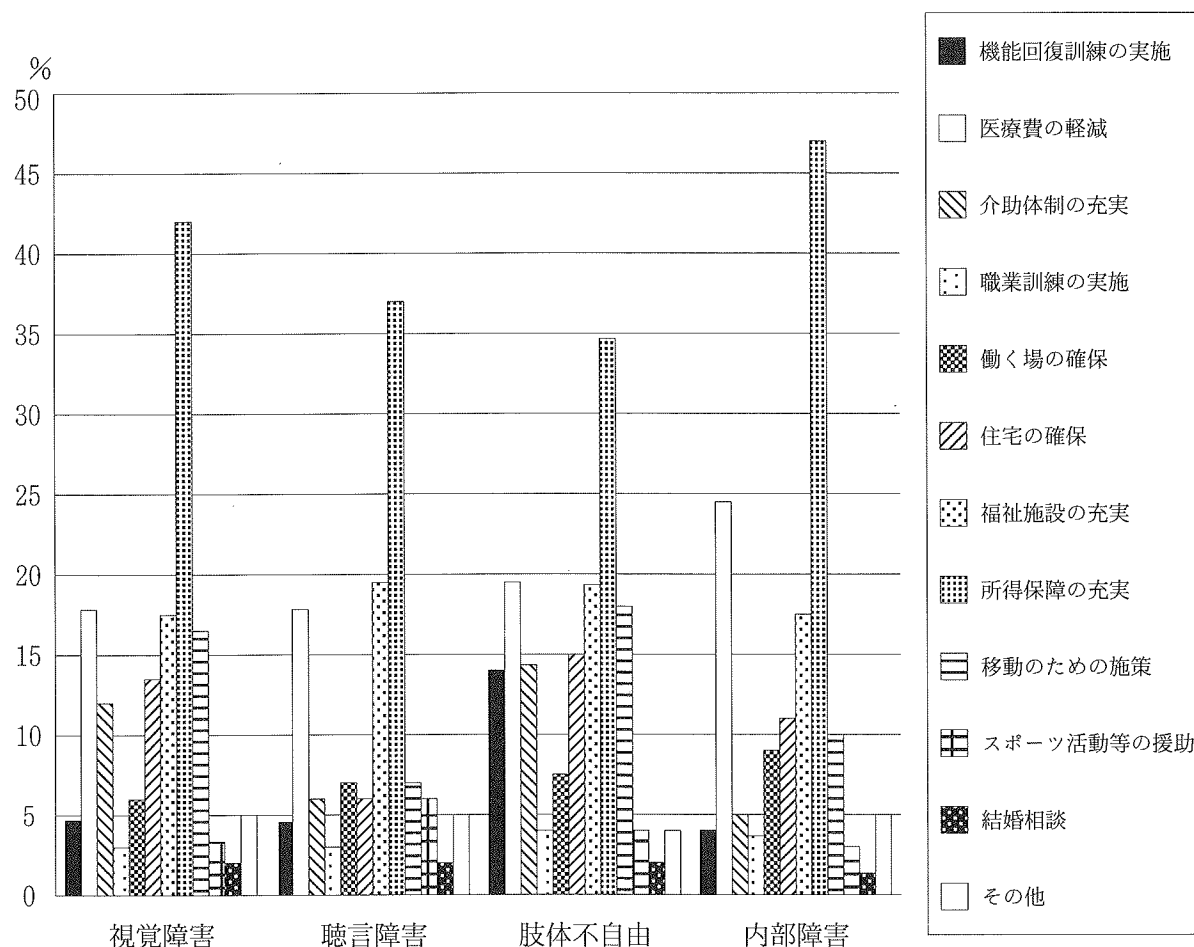
表2-1 障害の程度別にみた「現在、特に必要な福祉サービス」の要望状況（複数回答）

現在、特に必要な福祉サービスの種類	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
専門的な機能回復訓練の実施	273 (10.0)	71 (11.2)	64 (14.0)	39 (8.7)	34 (6.7)	23 (8.0)	15 (6.4)	26 (17.5)
病気にかかりやすいので医療費の軽減	551 (20.3)	91 (14.3)	76 (16.8)	104 (23.3)	136 (26.8)	69 (23.8)	45 (18.7)	31 (20.7)
日常生活の中で、かなりの介助が必要なので介助体制の充実	315 (11.6)	138 (21.7)	71 (15.6)	35 (7.8)	22 (4.3)	13 (4.7)	10 (4.0)	26 (17.2)
能力に応じた職業訓練の実施	98 (3.6)	23 (3.6)	19 (4.1)	15 (3.4)	22 (4.3)	7 (2.5)	6 (2.4)	6 (4.1)
就労がむずかしいので、働く場の確保	201 (7.4)	45 (7.0)	37 (8.1)	43 (9.6)	37 (7.4)	18 (6.3)	13 (5.4)	8 (5.4)
障害に適した設備をもった住宅の確保	354 (13.0)	110 (17.3)	80 (17.6)	57 (12.6)	56 (11.1)	25 (8.7)	10 (4.0)	17 (11.1)
社会福祉施設の充実	515 (18.9)	138 (21.6)	92 (20.3)	80 (17.8)	85 (16.9)	57 (19.6)	39 (16.5)	25 (16.6)
年金などの所得保障の充実	1,108 (40.7)	284 (44.6)	179 (39.5)	186 (41.5)	209 (41.3)	112 (38.9)	83 (34.8)	56 (36.9)
移動を容易にするための施設の充実	330 (12.1)	107 (16.8)	65 (14.3)	50 (11.2)	49 (9.7)	26 (9.2)	16 (6.8)	15 (10.2)
スポーツ・レクリエーション・文化活動に対する援助	111 (4.1)	17 (2.6)	23 (5.2)	19 (4.3)	22 (4.3)	14 (5.0)	13 (5.6)	2 (1.6)
結婚についての相談活動	35 (1.3)	8 (1.2)	8 (1.8)	5 (1.2)	6 (1.1)	2 (0.8)	3 (1.4)	3 (1.9)
その他	118 (4.3)	24 (3.8)	16 (3.6)	19 (4.3)	29 (5.8)	14 (4.8)	12 (5.0)	3 (1.9)
回答なし	804 (29.5)	153 (24.0)	121 (26.6)	126 (28.2)	160 (31.5)	100 (34.8)	97 (40.6)	47 (31.5)

() 内は、身体障害者数又は障害の程度別身体障害者の総数を100.0とした場合の割合(%)である。

出所、図2-1に同じ

図2-1 障害の種類別にみた「現在、特に必要な福祉サービス」の要望している割合



出所、厚生省「平成3年身体障害者実態調査報告」1994年3月

このように、障害者の所得保障の充実に対する要望が多いことは、現行の所得保障制度が障害者のニーズを満たしていません。制度に改善すべき課題が多いことを示しています。もとより、人びとの生活は就労による収入や財産に基づく収入、家族の扶養などさまざまなものによって成り立っているが、今日の社会ではそれらに加えて社会的なサービスが、金銭的なものであれ、非金銭的なものであれ、重要な役割をもってきている。この社会的なサービスとしては、ボランティア的なものも含みうるが、中心は中央政府や自治体の行う金銭の給付をはじめ、現物給付、労役の提供、税金の減免・控除、料金の割り引きなどさまざまでありうる。さまざまなサービスの形は、それぞれの特質をもっているものであり、一長一短がある。それがために、現実の公的サービスは、さまざまな形を組み合わせられて提供されることになっている。その中で、障害者の場合直接的な金銭給付である所得保障に対するニーズがきわめて強いことが注目されねばならない。表2-1からもわかるように物的なサービスに対するニーズはそれほど強くなく、また「働く場の確保」についての要望も意外なほど強くはない。

同調査では、「働く機会の確保」を要望するものは7.4%にとどまっている。その数字が意外なほど低くなっている理由は、一つには回答者にはすでに就労の機会を得ているものも含まれていることがあろう。しかし、現に就労している人は34.1%にとどまっていることから、労働市場の状況などにより、あるいは障害の事情などにより就労を望みえない人も多いことも大きな理由となっていよう。現物給付ではなく、直接的な金銭給付＝所得保障が強く望まれる理由としては、今日の社会では自由な商品市場経済の徹底が追求され、その効率性＝メリットが強く認識されていることの結果であろう。

いずれにしても、障害者の所得保障に対する要望には根強いものがある。そこで、本稿ではわが国の所得保障制度の実態を明らかにし、その課題について考察することにする。

そのために第2節では、所得保障の受給の実態についてみ、第3節では制度の仕組を概観し、第4節で所得保障の課題・所得保障制度のありうべき姿について言及する。

ところで、今日の所得保障制度、すなわち社会保障制度としての所得保障の仕組については、大きくいって次のように三分類されるのが普通である。一つは、保険料などのような搬出に基づいて支給される社会保険としての所得保障である。これは一般的に言えば、能力に応じて搬出し、それに対応して所得給付がなされるもので、保険事故（本稿のテーマからすれば障害による所得の喪失）が生ずる前の従前生活を保障しようとするもの、あるいは一般的な生活水準を維持しようというもので、防貧的機能があるとされている。二つ目に、搬出とは関係なく、生活の必要に応じて給付される公的扶助である。これは、一般の税金によって賄われるもので、最低生活水準を維持しようというものであり、救貧機能をもつとされている。三つ目には、社会保険と公的扶助の中間に位置づけられるいわゆる社会扶助がある。これは、やはり搬出とは関係なく支給されるものであるが、公的扶助に付随するような厳しい所得制限やミーンズテストがなく、かなり普遍性をもって支給されるものである。わが国の場合、障害に関して支給されるのは、社会保険については障害厚生年金が、社会扶助としては障害基礎年金や特別障害者手当などが、公的扶助としては生活保護がそれに該当しよう。障害者の所得保障としては、この三つが適切なバランス、役割分担をもって形成されることが期待されるわけであるが、現状は必ずしもそうはなっていないことは後に明らかにするところである。

第2節 所得保障の受給実態

わが国においては、障害者の所得状況や生活状況について全面的に知りうる調査は存在しない。ただ、前掲「身体障害者実態調査報告」において在宅障害者の所得保障の受給実態が分かるのみである。しかも、その受給額までは分からず、受給しているか否かのことが分かるだけである。したがって、この節では同調査（平成3年調査では、18歳以上の男女5,855人が回答）に基づいて、所得保障の受給状況を概観するしかない。

1 公的年金の受給状況

まず、年金の受給状況についてみると（表2-2、表2-3）、年金を受給している障害者は56.1%に達し、そのうち障害に起因する年金を受けているのは27.4%である。これを障害の程度別にみると、障害が重い人ほどその受給率が高くなっている。とくに2級以上の障害者では半数近くに及んでいる。年齢別にみると、59歳以下層において障害に起因する年金の受給者が4割前後となっている。60歳以上層では、障害以外の理由による年金の受給者が多くなっているが、これらの層でも障害に起因する年金を受給している障害者は少なくない。

表2-2 障害の程度別にみた年金の種類別受給者数

障害の程度	総数	年金を受給している				年金を受給していない	回答なし
		障害に起因する年金のみ①	障害以外の理由による年金②	①及び②の両年金を受給	小計		
総数	千人 2,722 (100.0)	千人 679 (24.9)	千人 780 (28.7)	千人 68 (2.5)	千人 1,527 (56.1)	千人 551 (20.3)	千人 643 (23.6)
1級	638 (100.0)	268 (42.1)	152 (23.9)	16 (2.5)	436 (68.4)	78 (12.2)	123 (19.3)
2級	454 (100.0)	196 (43.2)	98 (21.5)	12 (2.7)	307 (67.5)	46 (10.1)	102 (22.4)
3級	448 (100.0)	110 (24.5)	124 (27.7)	14 (3.2)	248 (55.4)	95 (21.2)	105 (23.4)
4級	506 (100.0)	57 (11.4)	165 (32.6)	13 (2.6)	235 (46.5)	137 (27.2)	133 (26.3)
5級	288 (100.0)	14 (4.8)	94 (32.8)	7 (32.8)	115 (39.9)	100 (34.8)	73 (25.3)
6級	238 (100.0)	8 (3.4)	96 (40.2)	3 (1.4)	107 (45.1)	64 (27.0)	67 (28.0)
不明	150 (100.0)	25 (16.6)	51 (34.1)	2 (1.6)	79 (52.2)	31 (20.4)	41 (27.4)

()内は構成比(%)

表 2 - 3 年齢階級別にみた年金の種類別受給状況

年齢階級	総数	年金を受給している				年金を受給していない	回答なし
		障害に起因する年金のみ①	障害以外の理由による年金②	①及び②の両年金を受給	小計		
総数	千人 2,722 (100.0)	千人 679 (24.9)	千人 780 (28.7)	千人 68 (2.5)	千人 1,527 (56.1)	千人 551 (20.3)	千人 643 (23.6)
18～29歳	87 (100.0)	34 (38.5)	0 (0.5)	— (2.5)	34 (39.0)	35 (40.7)	18 (20.3)
30～39歳	136 (100.0)	55 (40.5)	1 (0.7)	0 (0.4)	57 (41.5)	53 (38.7)	27 (19.7)
40～49歳	266 (100.0)	100 (37.6)	2 (0.9)	1 (0.4)	103 (38.8)	108 (40.5)	55 (20.7)
50～59歳	467 (100.0)	162 (34.8)	15 (3.3)	3 (0.7)	181 (38.8)	199 (42.6)	87 (18.6)
60～64歳	377 (100.0)	114 (30.1)	96 (25.4)	9 (2.3)	218 (57.7)	78 (20.6)	82 (21.7)
65～69歳	238 (100.0)	8 (3.4)	96 (40.2)	3 (1.4)	107 (45.1)	64 (27.0)	67 (28.0)
70歳～	918 (100.0)	122 (13.3)	477 (52.0)	34 (3.8)	634 (69.0)	45 (4.9)	240 (26.1)
不明	150 (100.0)	25 (16.6)	51 (34.1)	2 (1.6)	79 (52.2)	31 (20.4)	41 (27.4)

()内は構成比(%)

障害に起因する年金を受けている人の場合、その受給している年金の種類をみると(表2-4)、国民年金の受給者が61.2%、厚生年金の受給者が19.8%と多い。労災補償の受給者は4.9%にとどまっており、それ以外の年金の受給者も全体からみれば僅かである。障害基礎年金か障害厚生年金あるいはその両方を受けている障害者が多いことがわかる。それを年齢別にみても(表2-5)、いずれの年齢層でも国民年金受給者が多いが、その率は特に39歳以下層においてより高くなっていること、逆に厚生年金受給者は40歳以上層において多くなっていることが分かる(表2-5は、障害以外の理由による年金受給者も含む)。以上のことは、障害者の場合本来の年金の支給開始年齢である60歳以前においても、障害基礎年金あるいは障害厚生年金を受給している者が少なくないことを示している。

表 2 - 4 公的年金を受給している者のうち、年金の制度別にみた年金の種類別受給者数(複数回答)

年金の種類	受給者総数	国民年金	厚生年金	船員保険	各種共済年金	恩給法による年金	労災補償	その他の公的年金	回答なし
総数	千人 1,527 (100.0)	千人 892 (58.4)	千人 464 (30.4)	千人 12 (0.8)	千人 110 (7.2)	千人 104 (6.8)	千人 41 (2.7)	千人 55 (3.6)	千人 168 (11.00)
障害に起因する年金	747 (100.0)	457 (61.2)	148 (19.8)	5 (0.6)	18 (2.4)	24 (3.3)	37 (4.9)	19 (2.6)	87 (11.7)
障害以外の理由による年金	780 (100.0)	435 (55.8)	316 (40.5)	7 (0.9)	92 (11.8)	80 (10.2)	4 (0.5)	36 (4.6)	80 (10.3)

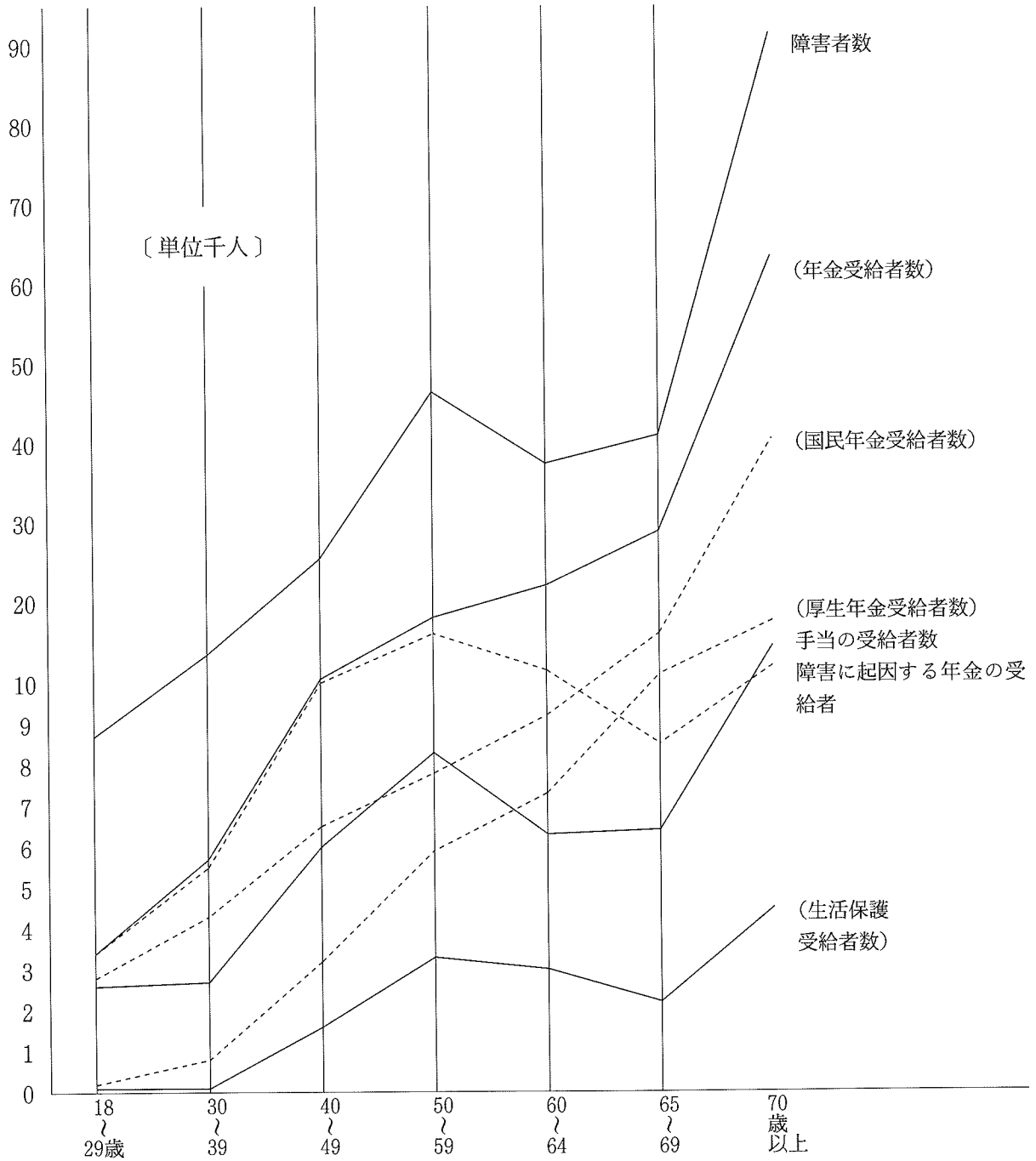
()内は、公的年金受給者の総数を100.0とした場合の割合(%)である。

表 2 - 5 年齢階級別にみた公的年金制度別年金の受給状況(複数回答)

年齢階級	受給者総数	国民年金	厚生年金	船員保険	各種共済年金	恩給法による年金	労災補償	その他の公的年金	回答なし
総数	千人 1,527 (100.0)	千人 892 (58.4)	千人 464 (30.4)	千人 12 (0.8)	千人 110 (7.2)	千人 104 (6.8)	千人 41 (2.7)	千人 55 (3.6)	千人 168 (11.0)
18 ~ 29 歳	34 (100.0)	28 (81.7)	2 (5.6)	— (—)	0 (1.4)	— (—)	0 (1.4)	1 (2.8)	3 (9.9)
30 ~ 39 歳	57 (100.0)	43 (75.4)	8 (14.4)	0 (0.8)	1 (1.7)	— (—)	1 (2.5)	1 (1.7)	4 (6.8)
40 ~ 49 歳	103 (100.0)	65 (62.5)	32 (30.6)	1 (0.9)	1 (0.9)	0 (0.5)	8 (7.9)	3 (2.8)	9 (8.3)
50 ~ 59 歳	181 (100.0)	96 (50.5)	59 (32.5)	2 (1.3)	8 (4.2)	— (—)	12 (6.6)	5 (2.6)	21 (11.6)
60 ~ 64 歳	218 (100.0)	92 (42.4)	73 (33.4)	3 (0.3)	24 (11.2)	1 (0.7)	6 (2.9)	9 (4.0)	29 (13.4)
65 ~ 69 歳	285 (100.0)	161 (56.5)	110 (38.5)	1 (0.6)	28 (9.7)	12 (4.4)	5 (1.8)	12 (4.4)	42 (14.6)
70歳 ~	634 (100.0)	404 (68.1)	177 (29.8)	4 (0.6)	48 (8.1)	88 (14.9)	7 (1.1)	24 (4.0)	57 (9.7)
不詳	15 (100.0)	9 (56.3)	4 (28.1)	0 (3.1)	— (—)	1 (9.4)	8 (3.1)	0 (3.1)	2 (15.6)

()内は、公的年金受給者の総数を100.0とした場合の割合(%)である。

図 2 - 2 年齢階級別にみた障害者数と年金受給者数



以上の関係を示したのが図2-2である。図2-2は、年齢が増すごとに障害者数が増え、同時に年金受給者数が増えること（それはまた、国民年金受給者数と厚生年金受給者数が増えることと一致している）、59歳までは年金受給者の伸びと障害に起因する年金の受給者の伸びとが一致していること。59歳くらいまでは障害者の4割くらいが障害基礎年金あるいは障害厚生年金を受給していることが分かる。

2 諸手当の受給状況

国や地方公共団体の制度による各種手当を受給している人は（表2-6、表2-7）、17.3%である。このうち、10.3%が国の制度による手当のみを受給しており、6.2%が地方公共団体の制度による手当のみを受給している。これらの手当を支給していない人は47.1%いる。したがって、手当の受給者は前述の障害に起因する年金の受給者27.4%と比較して10ポイントほど小さな数字になっている（図2-2）。

表2-6 障害の程度別にみた国-地方公共団体の制度別手当の受給状況

障害の程度	総数	手当を受給している				手当を受給していない	回答なし
		国の制度による手当のみ①	地方公共団体の制度による手当のみ②	①、②の両手当を受給	小計		
総数	千人 2,722 (100.0)	千人 279 (10.3)	千人 169 (6.2)	千人 23 (0.9)	千人 472 (17.3)	千人 1,282 (47.1)	千人 968 (35.6)
1 級	638 (100.0)	123 (19.2)	63 (9.9)	13 (2.1)	199 (31.3)	228 (35.8)	210 (32.9)
2 級	454 (100.0)	72 (15.8)	34 (7.6)	7 (1.5)	113 (24.9)	176 (38.7)	165 (36.4)
3 級	448 (100.0)	35 (7.8)	30 (6.6)	2 (0.5)	67 (15.0)	218 (48.8)	165 (36.3)
4 級	506 (100.0)	25 (5.0)	23 (4.6)	— (—)	49 (9.7)	276 (54.6)	181 (35.7)
5 級	288 (100.0)	9 (3.2)	8 (2.7)	— (—)	17 (5.8)	172 (59.7)	99 (34.4)
6 級	238 (100.0)	6 (2.4)	3 (1.4)	— (—)	9 (3.8)	135 (56.7)	94 (39.4)
不明	150 (100.0)	10 (6.4)	7 (4.8)	1 (0.6)	18 (11.8)	76 (50.3)	57 (37.9)

()内は構成比(%)

表2-7 年齢階級別にみた国-地方公共団体の制度別手当の受給状況

年齢階級	総数	年金を受給している				手当を受給していない	回答なし
		国の制度による手当のみ①	地方公共団体の制度による手当のみ②	①, ②の両手当を受給	小計		
総数	千人 2,722 (100.0)	千人 279 (10.3)	千人 169 (6.2)	千人 23 (0.9)	千人 472 (17.3)	千人 1,282 (47.1)	千人 968 (35.6)
18～29歳	87 (100.0)	21 (23.6)	4 (4.9)	1 (1.1)	26 (29.7)	37 (42.3)	24 (28.0)
30～39歳	136 (100.0)	22 (16.2)	5 (3.5)	0 (0.4)	27 (20.1)	66 (48.2)	43 (31.7)
40～49歳	266 (100.0)	36 (13.7)	22 (8.1)	2 (0.9)	60 (22.7)	132 (49.6)	74 (27.7)
50～59歳	467 (100.0)	50 (10.8)	27 (5.9)	5 (1.1)	83 (17.8)	248 (53.1)	136 (29.2)
60～64歳	377 (100.0)	33 (8.6)	29 (7.6)	1 (0.4)	63 (16.6)	185 (49.0)	130 (34.4)
65～69歳	412 (100.0)	31 (7.4)	29 (7.0)	5 (1.2)	64 (15.6)	180 (43.7)	168 (40.7)
70歳～	918 (100.0)	81 (8.9)	53 (5.8)	8 (0.9)	143 (15.5)	423 (46.1)	352 (38.3)
不明	58 (100.0)	5 (9.1)	0 (0.8)	— (—)	6 (9.9)	11 (19.0)	41 (71.1)

()内は構成比(%)

それを障害の程度別にみると障害が重い人ほど受給率が高くなっており、特に2級以上といった重度障害者で受給率がより高い。年齢階層別にみると、受給率は年齢層間で大きな差異は認められないが、49歳以下といった年齢の若い層で比較的高くなっている。

国の制度による手当の受給者に関して、受給している手当の種類をみると(表2-8)特別障害者手当を受けているものが49.7%、福祉手当経過措置分が20.1%と多い。

表 2 - 8 障害の程度別にみた国の制度による手当別受給状況(複数回答)

障害の程度	受給者総数	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当 経費措置	特別児童 扶養手当	児童扶養 手当	児童手当	原爆被爆者 介護手当	その他の 公的手当	回答 なし
総数	千人 303 (100.0)	千人 150 (49.7)	千人 14 (4.7)	千人 61 (20.1)	千人 5 (1.6)	千人 5 (1.6)	千人 6 (2.1)	千人 4 (1.4)	千人 33 (10.9)	千人 40 (13.3)
1 級	136 (100.0)	75 (55.3)	7 (5.3)	32 (23.2)	2 (1.8)	2 (1.8)	1 (1.4)	1 (1.1)	11 (8.5)	13 (9.9)
2 級	79 (100.0)	44 (5.5)	2 (2.4)	13 (17.1)	1 (1.8)	1 (1.8)	3 (4.3)	1 (1.2)	5 (6.7)	11 (14.0)
3 級	37 (100.0)	18 (47.4)	3 (7.7)	5 (14.1)	0 (1.3)	- (-)	- (-)	1 (2.6)	5 (12.8)	5 (14.1)
4 級	25 (100.0)	6 (22.6)	2 (9.4)	5 (20.8)	0 (1.9)	0 (1.9)	0 (1.9)	- (-)	6 (24.6)	5 (20.8)
5 級	9 (100.0)	1 (15.8)	- (-)	2 (21.1)	- (-)	0 (5.3)	0 (5.3)	0 (5.3)	2 (21.1)	2 (26.3)
6 級	6 (100.0)	2 (33.3)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0 (8.3)	0 (8.3)	1 (25.0)	1 (25.0)
不明	11 (100.0)	5 (45.5)	- (-)	3 (31.8)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (18.2)	1 (13.6)

(注)1 受給者総数は、国の制度による手当受給者数である。

2 ()内は、手当受給者の総数を100.0とした場合の割合(%)である。

3 生活保護の受給者数

障害者で生活保護を受給している人は2.71%である(表2-9)。ちなみに、一般の保護率は1.22%であるから、障害者の受給率はその2倍強になっている。もっとも、この設問については無回答が35.7%と多いわけであるが、この無回答者の中には生活保護受給者が少なくないものと思われる。

障害の程度別にみると、いずれの程度においても受給率に大差はないが、1級では3.23%とやや高い。

表 2 - 9 障害の程度別にみた生活保護受給の状況

障害の程度	総 数	保護を受けている	保護を受けていない	回答なし
	千人	千人	千人	千人
総 数	2,722 (100.00)	74 (2.71)	1,677 (61.62)	971 (35.67)
1 級	638 (100.00)	21 (3.23)	430 (67.47)	187 (29.30)
2 級	454 (100.00)	11 (2.53)	286 (63.08)	156 (34.39)
3 級	448 (100.00)	12 (2.67)	277 (61.93)	159 (35.40)
4 級	506 (100.0)	15 (2.94)	295 (58.24)	196 (38.83)
5 級	288 (100.00)	6 (2.00)	165 (57.40)	117 (40.60)
6 級	238 (100.00)	5 (2.21)	137 (57.55)	96 (40.24)
不 明	150 (100.00)	4 (2.55)	86 (57.32)	60 (40.13)

()内は構成比(%)

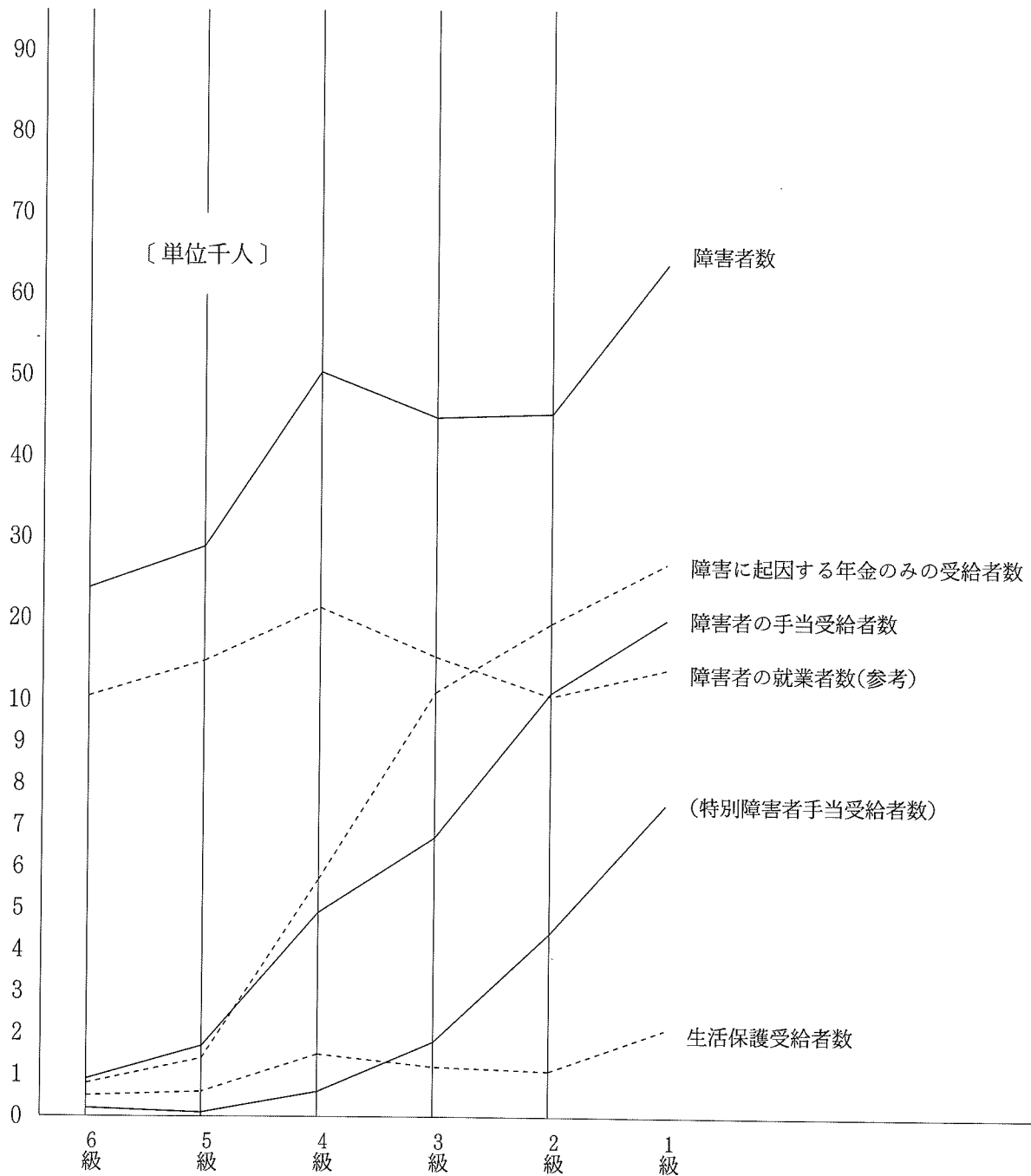
以上のことを障害の程度との関係で図示すると図 2 - 3 のとおりである。障害の程度が増すほど障害者も多くなっているが、それと同時に障害に起因する年金のみの受給者も多くなっている。障害者に占めるその年金の受給者の比率は 2 級以上の人でより高い率となり、4 分の 1 から 3 分の 1 になっている。障害に起因する年金の受給者の増加とほぼ同様に障害者の手当の受給者が多くなっている。そのうち、特別障害者手当の受給者も障害の程度が重くなるほど多くなっている。生活保護の受給者は障害の程度とはあまり関係なく一定している。

なお、就業率についてみると(表 2 - 10) 障害の程度が重くなるほど低下しており、重度障害者では 2 割程度にとどまっている。しかし、軽度の者でも 5 割程度となっていることから、会計では 32. 8 % という数字になっている。その就業による収入をみると、月収が 25 万円以上のものは 16. 5 % にとどまり、15 万円未満が 44. 7 % を占めている。

さらに障害者自身あるいはその世帯の所得税の課税状況についてみると表 2 - 11、表 2 - 12 のようになる。非課税の障害者の割合は重度障害者では 6 割程度、中度・軽度障害者では 4 割台になっている。非課税の世帯数の割合は重度障害者で多く、2 割程度となっている。

以上のことを概括すると、障害者の場合その障害や病気のために就労できない者が多く、就労していてもその収入が低い者が多い。そのために所得税の非課税者の割合が多くなり年金とくに障害に起因する年金や手当に対する依存が強くなる。特に本来の年金が支給開始になる前の 59 歳

図 2 - 3 障害の程度の別に見た障害者数と手当等の受給者数



以前の障害者においてはそうした所得保障への依存が強い。また、障害が重くなるほどそうした所得保障への依存は強くなり、特に重度障害者でその傾向が顕著となっている。

それでは、障害者の年金制度や手当制度はどのような仕組・給付水準になっているだろうか。この点は次の節で明らかにしよう。

表 2 - 10 障害の程度別にみた就業状況

障害の程度	総 数	就業者	不就業者	回答なし
	千人	千人	千人	千人
総 数	2,722 (100.00)	894 (32.8)	1,731 (63.6)	97 (3.6)
1 級	638 (100.00)	139 (21.8)	479 (75.1)	20 (3.1)
2 級	454 (100.00)	107 (23.5)	328 (72.3)	19 (4.2)
3 級	448 (100.00)	150 (33.5)	284 (63.3)	14 (3.2)
4 級	506 (100.0)	212 (42.0)	276 (54.5)	18 (3.5)
5 級	288 (100.00)	147 (51.1)	134 (46.4)	7 (2.5)
6 級	238 (100.00)	105 (44.3)	123 (51.7)	10 (4.0)
不 明	150 (100.00)	34 (22.3)	107 (71.3)	10 (6.4)

()内は構成比(%)

表 2 - 11 障害の程度別にみた身体障害者本人の課税状況

障害の程度	総 数	所 得 税			市 町 村 民 税			
		非 課 税	課 税	回答なし	非 課 税	均 等 割	所 得 割	回答なし
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
総 数	2,722 (100.0)	1,339 (49.2)	632 (23.2)	750 (27.6)	1,136 (41.7)	184 (6.8)	605 (22.2)	797 (29.3)
1 級	638 (100.0)	360 (59.5)	124 (19.4)	154 (24.1)	315 (49.4)	33 (5.1)	120 (18.9)	170 (26.7)
2 級	454 (100.0)	260 (57.3)	76 (16.8)	118 (25.9)	228 (50.1)	28 (6.2)	69 (15.1)	130 (28.6)
3 級	448 (100.0)	214 (47.8)	108 (24.1)	126 (28.1)	182 (40.5)	31 (6.8)	108 (24.1)	128 (28.6)
4 級	506 (100.0)	217 (43.0)	139 (27.6)	149 (29.5)	174 (34.5)	42 (8.2)	135 (26.7)	155 (30.6)
5 級	288 (100.0)	116 (40.3)	93 (32.3)	79 (27.5)	90 (31.1)	26 (9.0)	86 (29.8)	87 (30.1)
6 級	238 (100.0)	103 (43.1)	58 (24.3)	78 (32.6)	89 (37.2)	17 (7.0)	57 (23.7)	76 (32.0)
不 明	150 (100.0)	69 (45.9)	34 (22.9)	47 (31.2)	60 (39.8)	8 (5.4)	31 (20.7)	51 (34.1)

()内は構成比(%)

表2-12 障害の程度別にみた世帯の課税状況

障害の程度	総数	所得税			市町村民税			
		非課税	課税	回答なし	非課税	均等割	所得割	回答なし
総数	千人 2,722 (100.0)	千人 565 (20.8)	千人 1,363 (50.1)	千人 793 (29.1)	千人 426 (15.7)	千人 205 (7.5)	千人 1,298 (47.7)	千人 792 (29.1)
1級	638 (100.0)	147 (23.1)	340 (53.3)	151 (23.7)	112 (17.6)	52 (8.2)	316 (49.5)	158 (24.7)
2級	454 (100.0)	123 (27.1)	198 (43.7)	133 (29.2)	91 (19.9)	37 (8.1)	192 (42.3)	135 (29.6)
3級	448 (100.0)	83 (18.6)	230 (51.4)	134 (29.9)	65 (14.4)	32 (7.1)	225 (50.3)	126 (28.2)
4級	506 (100.0)	95 (18.8)	251 (49.5)	160 (31.7)	69 (13.7)	41 (8.0)	239 (47.3)	157 (31.0)
5級	288 (100.0)	45 (15.5)	163 (56.7)	80 (27.8)	31 (10.8)	21 (7.3)	151 (52.4)	85 (29.5)
6級	238 (100.0)	39 (16.3)	115 (48.3)	84 (35.4)	32 (13.3)	14 (5.8)	113 (47.5)	80 (33.4)
不明	150 (100.0)	34 (22.3)	66 (43.9)	51 (33.8)	27 (17.8)	9 (5.7)	62 (41.4)	53 (35.0)

()内は構成比(%)

第3節 所得保障制度の仕組

わが国においては、成人の障害者の生活を保障し経済的自立を図る上で、障害厚生年金などの障害年金や障害基礎年金、および特別障害者手当をはじめとする各種手当が所得保障の中心となっている。これに加えて、前章でもみたように生活保護が障害者の所得保障として一定の役割を果たしている。これらの仕組や給付水準はいかなるものであろうか。以下においてはこの点について概観する。なお、これらの制度や給付水準は毎年のように改定されているので、正確な知識は最新の情報によらねたいが、本稿では原則として1994年4月現在のものと思っただきたい。障害年金制度については1994年11月にかなりの改定があったが、これらのことについては適宜触れることにする。

1 障害基礎年金、障害厚生年金

障害基礎年金と障害厚生年金の概要は表2-13のとおりである。障害基礎年金は、厚生年金等に加入していて20歳を越えて障害者になった時に支給される。(表にみられるような納付期間が必要)。また、特例として20歳になる前に障害者になった者に対しても表中の額が支給される。(この場合には所得制限がある)。1級の給付額は2級の1.25倍となっている。障害基礎年金受給者に子がある場合には表中のような加算がある。

表 2-13 障害基礎年金・障害厚生年金の概要

	国民年金(障害基礎年金)	厚生年金保険(障害厚生年金)	
支給条件	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上ある者の障害。 ☆ 20歳未満のときに医師の診断を受けた者が、障害の状態にあつて20歳に達したとき、または20歳に達した後に障害の状態となったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 加入期間中の傷病による障害。ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること。 	
障害認定時	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 医師の診断を受けたときから、1年6カ月経過したとき(その間に治った場合は治ったとき)に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 障害基礎年金と同じ。 	
年金額 (月額) (平成6年 4月~)	<p>(1級) 62,275円×1.25+子の加算</p> <p>(2級) 62,275円+子の加算</p> <p>子の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子, 第2子 各17,950円 ・第3子以降 各 5,783円 <p>子とは次の者に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の子 ・20歳未満で1・2級の障害者 	<p>(1級)</p> $\left(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}}\right) \times \frac{7.5}{1000} \times \left(\frac{\text{被保険}}{\text{者期間}}\right) \times 1.122 \times \frac{1}{12} + \text{妻の加算}(17,950\text{円})$ <p>(2級)</p> $\left(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}}\right) \times \frac{7.5}{1000} \times \left(\frac{\text{被保険}}{\text{者期間}}\right) \times 1.122 \times \frac{1}{12} + \text{妻の加算}(17,950\text{円})$ <p>(3級)</p> $\left(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}}\right) \times \frac{7.5}{1000} \times \left(\frac{\text{被保険}}{\text{者期間}}\right) \times 1.122 \times \frac{1}{12}$ <p>(最低保障額46,700円)</p> <p>〔 被保険者期間 ・300月に満たない場合は、300月とする 〕</p>	
障害等級の例	1 級	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 両手がない者 ☆ 両足がない者 ☆ 両眼の矯正視力の和が0.04以下の者 ☆ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 障害基礎年金と同じ。
	2 級	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 片手のない者 ☆ 片足のない者 ☆ 両眼の矯正視力の和が0.05以下0.08以下の者 ☆ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 障害基礎年金と同じ。
	3 級		<ul style="list-style-type: none"> ☆ 両眼の矯正視力が0.1以下の者 ☆ その他

出所、平成6年版「障害者白書」

障害厚生年金は、被保険者期間中に障害者になった場合に支給されるもので、表にみられるように賃金と加入期間に比例した年金額が支給される。なお、加入期間が300月に満たない場合には300月（25年）とみなして計算する最低保障措置が講じられているのが障害年金の特色である。2級以上の障害者については、障害基礎年金との2階建てで支給されるが、3級の場合には障害基礎年金が支給されないため、障害厚生年金単独の支給となる。その場合には、最低保障額が設けられている。

なお、前述したように1994年11月の法改正により、障害年金に関しては次のような改善された。(1)障害基礎年金額の引き上げ、(2)20歳前に障害者となった人の障害基礎年金の所得制限の緩和、(3)いわゆる3年失権の廃止、(4)1986年4月前の障害者への障害基礎年金の遡及適用、(5)直近1年間に保険料の滞納がなくても年金を支給する特例措置の2005年までの延長、(6)子の加算額の増額などである（詳しくは参考文献〔12〕を参照のこと）。

2 特別障害者手当等

国の施策としての手当の概要は表2-14のとおりである。特別障害者手当は、在宅の20歳以上の著しい障害者（1級の障害基礎年金の該当者でも特に重度の者）が対象で、その障害による特別の負担を考慮して支給されるものである。その額は、2級障害基礎年金の半額弱の水準である。なお、在宅の20歳未満の障害児については、父母などの教育者に対して特別児童扶養手当が、障害児本人に対しては障害児福祉手当が支給される。

これらの手当については、表に示したような所得制限がある。

表 2 - 14 特別障害者手当等の概要

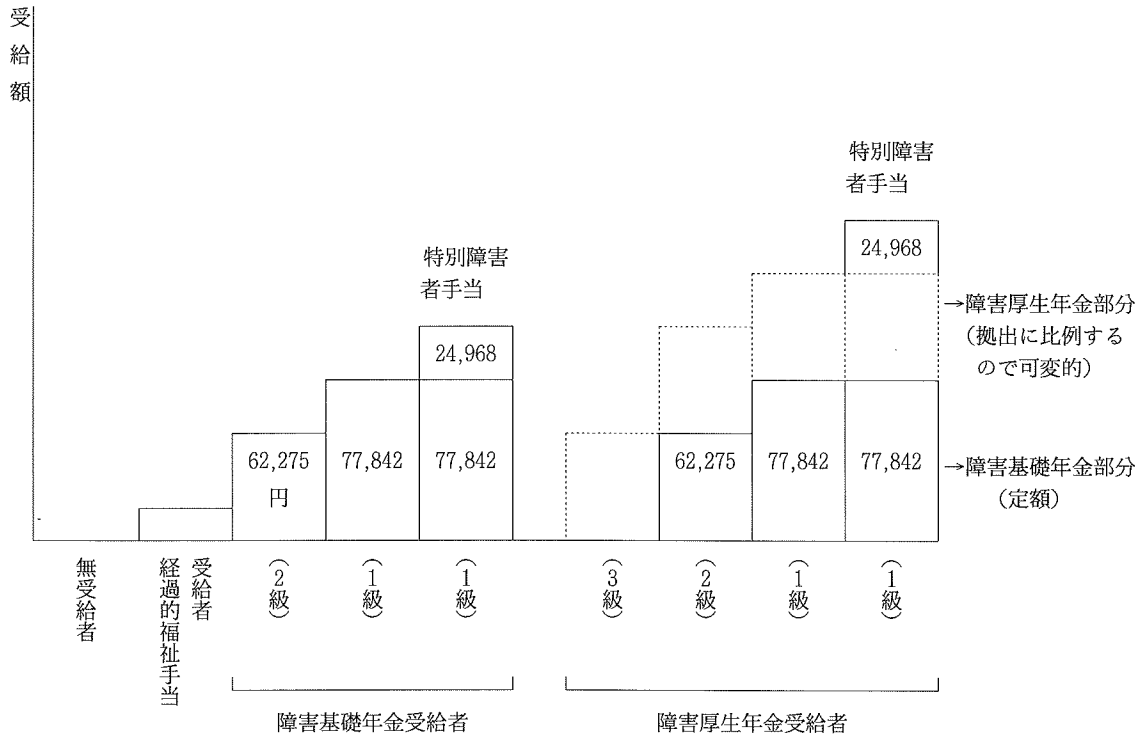
	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当 (経過措置分)	特別児童扶養手当
目的	特別障害者に対して、所得保障の一環として、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上を図る	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る
支給対象者	精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者	精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者	20歳以上の従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されていない者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監視、養育している父母又はその他の者 (注)
手当額 (月額) 〔平成6年 4月～〕	24,960円	13,580円	13,580円	1級 47,800円 2級 31,860円
所得制限 〔平成5年の 年収〕	受給資格者 (単身世帯) 302.0万円 扶養義務者 (2人世帯) 608.2万円	受給資格者 (単身世帯) 302.0万円 扶養義務者 (2人世帯) 608.2万円	受給資格者 (単身世帯) 302.0万円 扶養義務者 (2人世帯) 608.2万円	受給資格者 (4人世帯) 731.1万円 扶養義務者 (6人世帯) 892.2万円

(注) 従来の障害福祉年金受給者であって、児童扶養手当及び福祉手当を受給していた母(障害者)と子供1人、父(障害者)と子供1人、母(障害者)と父(障害者)と子供1人の世帯の場合、障害基礎年金制度の創設に伴い、受給額が減額されることから、給付水準を維持するため特例的に福祉手当(経過措置分)が支給されている。

出所、表 2 - 13に同じ

以上の障害者に対する所得保障をパターン化すると図 2 - 4 のようになる。年金制度への加入の関わり方や障害の程度によっていくつもの類型が存在し、その類型間の給付額の差異も大きい。

図 2 - 4 障害者の所得保障の受給類型
(1994年 4月現在)



3 生活保護

生活保護は特に障害者を対象にするものではないが、第2節でみたように障害者ではこれを受給する者が存在する。何等かの事情により上記のような所得保障制度からもれた者や所得保障の不足分を補うものとしての役割を果たしている。いわば所得保障の下支えとしての機能をもっている。給付額は、地域や世帯などの状況により異なっており、また補足性の原則により給付水準も扶助内容も個々に異なるので一定するものではない。

ちなみに、東京都区部の標準3人世帯の生活扶助額は155,717円となっている(1994年4月現在)。障害者の場合にはこれに障害者加算が加わるが、その額は障害の程度や施設入所・在宅の別によって異なっており、13,000円程度から26,000円程度までとなっている(障害程度が重いほど、また居宅で額は高くなっている)。

4 自治体の手当制度

以上のような国の定めた所得制度の他に、各自治体が独自に設けている障害者に対する所得保障がある。たとえば東京都においては、20歳以上の障害者を対象とした制度として、無拋出制の重度心身障害者手当や心身障害者福祉手当、拋出制の心身障害者扶養年金がある。重度心身障害者手当は、心身に特に重度の障害を有するために常時複雑な介護を必要とする者に支給するもので、重度精薄で著しい精神症状がある者、重度精薄と重度身障の重複などが対象となっている。

所得制限なしで、月額56,000円が支給され、8000人あまりが受給している。心身障害者福祉手当は、在宅の心身障害者の負担の軽減と福祉を図ろうとするもので、身障1～2級、精薄1～3度などが対象となっている。所得制限があり、月額14,500円が支給され、25,000人ほどが受給している。心身障害者扶養年金は、保護者が死亡したり、心身機能を喪失した時に障害者本人に月額30,000円が支給される。身障1～4級や精薄1～4度などが支給対象で、7,000人あまりが受給している（詳しくは、参考文献〔8〕を参照のこと）。

また、東京都下の各区市町村ではさらに独自の障害者に対する手当制度を設けている（詳しくは、参考文献〔9〕を参照のこと）。

これらの自治体が行う所得保障は、国の施策よりも支給の対象範囲が広がったり、所得制限がゆるやかであったりし、国の施策の上積みを図ったり、それを補うものとなっているので重要である。しかし、その給付水準は概して低めであり、また自治体間での格差が大きいという問題が指摘できる。

第4節 所得保障制度の課題

障害者にも可能な限り就労に基づき生活を維持することが期待されよう。それは何も所得を得るというためだけではなく、社会参加の形の一つとしても重要なことである。そのためには障害者の就労を促進するための施策のいっそうの充実が望まれるところである。とはいえ、障害者の中にはさまざまな事情から就労に結びつきにくい者も存在することはまた否定できない事実であろう。しかし、今日の家族制度や家族の状況のもとでは家族の扶養に依拠することが困難な場合もある。そこで、社会的な扶養システムである所得保障制度が不可欠となるわけである。本章の冒頭でみた所得保障に対する障害者の強いニーズはそのことを反映している。「親なき後の心配」を思い悩む障害者やその親は極めて多いのである。

わが国においては、障害者に対する所得保障については長らくあまり重視されてこなかったといえる。なるほど、勤労者が障害者になった場合には、労災補償や厚生年金（共済年金等も含む）によって所得が補償されるシステムは早くから整ってはいたが、それ以外の人が障害者である時、あるいは障害者になった時の所得保障については十分ではなかった。この点で、1959年の国民年金制度によって国民皆年金が実現され、20歳以降の受障者には障害年金が、20歳になる前に障害者となった者には障害福祉年金が設けられたのは画期的なことであった。それが1985年に抜本的に改善され障害基礎年金制度へと改変されたことは大きな前進であろう。障害者の所得保障制度はようやく整ったところといえようが、所得保障のありうるべき姿として、今後検討すべき課題も多い。以下においては、検討するに際しての留意すべき点について述べておきたい。

1 自立の条件としての所得保障の位置づけ

これまで障害者の所得保障はあまり重視されなかったわけであるが、それは障害者を自立する主体としてではなく保護の対象としてとらえる考えが強かったことによる。また、自立を重視する場合にもその自立とは職業的な更生による経済的な自立が念頭におかれていた。そのため、職業的な更生に乗らない障害者については、施設収容か家族による保護に依拠せざるをえない状況になっていた。所得保障よりも施設福祉に重きがおかれてきた所以である。ところが、1970年代のノーマライゼーション思想の普及により、施設収容主義が反省され、在宅福祉や障害者の「自立と社会参加」が重視されるようになってきた。前述した障害者の所得保障の整備もそのことと関係している。

ところで、今日いう障害者の自立とは「生活保護や福祉サービスを受けなくてもすむようになることを意味する」のではなく、「そうした生活保護や福祉サービスを利用しながら地域社会の中で主体的な自己実現を図っていく」ものでなければならないとされている。いわば、新しい自立概念の考えである。(この点については、参考文献[1]を参照のこと)。生活保護に依拠することは次の項でみるように問題があるので、おくとして、社会扶助を中心とした所得保障が障害者の自立の前提条件であることを認識することは重要である。その意味からも所得保障制度の充実が図られねばならないといえる。

2 公的扶助の社会扶助化

公的扶助は、その理由を問わず国民の最低生活保障するものであるが、厳しい収入チェックと資産の制限を伴い、スティグマ(恥辱)が必然的に随伴する。搬出性の年金であれば、そのようなことはない。とはいえ、この拠出性の年金を受給できない者、あるいは不十分にしか受給できない者が必然的に生ずる。20歳になる前や年金に加入する前に障害者になった者、および年金への加入期間が短いか十分に拠出できないほど収入が低くて障害者になった者などである。こうした障害者にスティグマ性の強い生活保護をして所得保障たらしめるのは問題とされている。そこで、公的扶助と社会保険の中間に位置づけられるものとして、所得制限などがあまりきびしくなく支給される社会扶助が重要な役割を果たすことになる。

わが国の場合、この社会扶助にあたるのが障害基礎年金や特別障害者手当などといってよいだろう。この社会扶助が充実されるならば、それだけ生活保護の適用者は減ることになる。事実、生活保護率は1985年以降顕著に下がったが、これは障害基礎年金の導入に依るところが大きい。この社会扶助、とくに障害基礎年金や地方自治体の実施分まで含めた諸手当の適用範囲の拡大と給付水準の引き上げが可能な限り追求されることが望まれる。今後の障害者政策の指針ともなるべき厚生省「障害者対策に関する新長期計画」(1993年3月)でも「障害基礎年金などの障害年金、特別障害者手当などの各種手当は、障害者の生活を保障する上で大きな役割を果たしており、その充実を図ることは大変重要である」と指摘されているくらいである。

たとえば、障害程度が3級と認定されていても限り無く2級に近い人もいるわけであり、支給

対象の拡大も検討されるべきだろう。また、障害基礎年金（2級の場合）の水準については生活保護の生活扶助基準に障害者加算を加えた額とするべきであるとの意見もあるが（参考文献〔5〕）、それは理想としても、できるだけそれに近づけることが望まれる。

3 無年金者の問題

「無年金障害者の会」幹事の高橋氏は（参考文献〔4〕）、無年金の障害者が存在することを明らかにし、無年金となった理由は、保険料の滞納、学生の任意未加入、サラリーマンの妻の任意未加入、外国籍が多いこと、また彼らの生活は家族の扶養や生活保護によっていることを示している。本来皆年金制度のもとでは無年金者が存在するはずはないのだが、現実には存在している。このうち、学生の国民年金への強制加入が実施されるなど制度の方の整備が進み無年金化への可能性は少なくはなっている。

しかし、国民保険料がアップするにつれ保険料の滞納が進み、またサラリーマンの妻の加入届け漏れが増えるなど、将来無年金者の増加が懸念されている。いわゆる年金の空洞化である。そうなれば無年金の障害者も増加することは明らかである。制度の不備により無年金化が生ずることはあってはならないが、本人の責による無年金化も避けられねばならない。行政の努力によって保険料の徴収が強化されているとはいえ、本来強制的に徴収すべきである保険料の徴収を本人の拠出にまかせるという社会保険としては矛盾した仕組に根本的な問題がある。保険料の免除のあり方を含め、国民保険料と同時に徴収するなど、制度の仕組そのものが再検討されねばならない。

4 障害者の特別な消費ニーズへの配慮

障害者の場合、補装具や介護費、移動のための費用など障害に伴い特別な費用がかかるのが普通である。その特別な負担を考慮して生活保護には障害者加算があったり、特別な手当があり、また税制では障害者控除があったりするわけである。しかし、こうした障害による特別な負担に対して諸給付や減免が見合っているかということ、実際の費用負担の補填に遠く及ばないというのが現実である。補装具に公費負担があるといっても、その適用は限られている。その意味では、実際の障害者の負担に配慮した所得保障がなされなければならない。

基礎年金や諸手当を受給するためには所得制限がある。この所得制限の適切さも、障害者の特別な費用負担を考慮して、再検討する余地がある。

なお、障害者に対しては各種公共料金の割り引きや物品の貸与・提供がいろいろとなされている。こうした制度は障害者が社会参加をしていく上で大きな意味をもっているが、所得保障と同じ様な機能を果たすものであり、これらの面の充実ももっとすすめられてよいだろう。（所得保障をはじめとした障害者に対する諸施策については参考文献〔8〕、〔9〕、〔11〕などを参照のこと）

5 就労への配慮

所得保障に伴う所得制限に関しては、特に就労との関係で問題がある。就労することによってある程度の収入を得、その結果障害基礎年金や諸手当の所得制限を上回り、所得保障を受けられなくなることは多いただろう。勤労収入が所得保障を少ししか上回らない場合には、就労インセンティブはかなりそこなわれるだろう。大幅に上回る場合にも、就労意欲が失われるところまではいかないとしても、意気は阻喪するだろう。そうした状態を避けるためには、就労による収入の所得制限はもっと寛大であってよいだろう。

なお、所得保障を伴って就労する場合にはその所得保障があることによって勤労収入が削られることになる場合も想定できる。これは、一般の年金受給をしている高齢者の場合にもみられることであるが、障害者の場合にもそうしたことが起きる可能性はある。それにより障害者の雇用が促進される面もあるわけで、このことの正否は一概に結論づけられない。その意味では、障害者の所得税などの減免措置や現物支給、料金割り引きなどの方がたんなる所得保障よりも合理性があるかもしれない。

6 年金支給開始年齢との関係

厚生年金の満額年金の支給開始年齢が65歳に引き上げられることになった。実際にそれが適用されるのは10年以上先のことであるが、障害者にとっては不利な事態といえよう。障害者の場合には、老化が早く進み勝ちなどの見解もあって、年金の早期支給のニーズはより強いからである。この点で障害者については、満額年金を早期支給する扱いがとられる必要があるだろう。しかし、40歳とか50歳などにおいて早期支給される場合には、拠出期間に比例して年金額が算定される現行の方式の下では低額な年金になることが予想される。給与が低かったり、勤続年数が短いなど場合によっては極めて低額な年金になる可能性も大きい。その意味からも、二階建て年金の一階部分である障害基礎年金の充実が要請される。

第5節 おわりに

障害者の所得保障は、理想的に言えば、それなりの給付水準が保障される拠出制の障害年金によってカバーされることが望ましい。しかし、拠出制の年金になじまない、あるいはそれにより十分に保障されない障害者がどうしても生ずる。そのために、社会扶助としての障害基礎年金や手当、あるいは生活保護が必要となる。そのうち、厳しい認定基礎やスティグマを伴わない社会扶助が、障害者の所得保障として重要となることはすでに指摘したとおりである。

所得保障を受ける側からすればその水準は高ければ高いほどよいわけであるが、それには国民の負担力や合意を必要とすることで自ずと限界がある。その限界の中でできるだけ高い水準が追求されるべきであるが、障害者に関してはニーズの切実なミニマムの部分をまず底上げすべきものだろう。この点では、現物給付や減免、料金の割り引きなど関連する制度の充実も期待される。

なお、各種の年金や手当などの併給については概して厳しい制限がある。(表2-15を参照)。この併給の制限措置に関しては緩和すべきであるという主張もよくみられる。併給の制限はそれぞれの制度の事情によって設けられているものであり、それなりの合理性があるといつてよいが、併給制限の緩和も上述の社会扶助制度の充実を図る方法で再検討すべきものだろう。

参考文献

- [1] 伊藤周平「障害者の自立と自律権」『季刊・社会保障研究』、1992年28巻4号
- [2] 厚生省援護局厚生課『日本の身体障害者—平成3年身体障害者実態調査報告—』、第一法規出版、1994年
- [3] 白沢仁「障害年金をめぐる動向と課題」『みんなのねがい』、全国障害者問題研究会、1994年9～12月号
- [4] 高橋芳樹「無年金障害者の実態調査中間報告」『障害者問題研究』1992年71号
- [5] 高藤昭「現行障害年金の基本課題—障害者についての皆年金達成のための提言—」『週刊社会保障』、1994年9月19日
- [6] 吉本哲夫、清水貞夫「年金と障害者の所得保障」『障害者研究』、22巻2号
- [7] 総理府編『平成6年版—障害者白書』、1994年12月
- [8] 東京都福祉局障害福祉部『平成6年度—障害者福祉施策の概要』、1994年8月
- [9] 東京都福祉局障害福祉部在宅福祉課『区市町村における平成5年度障害者福祉施策の概要』、1994年1月
- [10] 厚生省援護局厚生課『特別障害者手当等の支給事務の手引』、中央法規出版、1992年12月
- [11] 厚生省援護局厚生課『体の不自由な人びとの福祉』、テクノエイド協会、1994年3月

[1 2] 厚生省年金局『年金改革のすべて』、社会保険広報社、1994年12月